第3章 子どもの健康・生活と 「生活困難」についての分析

1 「生活困難」の定義

(1)「生活困難」の定義

本調査では、子どもの貧困状態を家庭の経済的な困窮だけでなく家庭環境全体で把握すべきであると考え、①世帯年収300万円未満、②生活必需品の非所有(子どもの生活において必要と思われる物品や5万円以上の貯金がない等)、③支払い困難経験(過去1年間に経済的理由でライフラインの支払いができなかったこと)のいずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義しました。

要素① 世帯年収300万円未満

経済状況から「生活困難」を把握するもので、世帯人数にかかわらず、世帯年収300万円未満と定義しました。300万円を基準とする根拠は3つあります。1つ目は、生活保護基準から捉えた視点です。生活保護を受給している母子世帯(母30代、子小学1年生)を想定した場合、その年収は生活保護基準に基づき算定すると272万円相当となり、300万円未満の年収層で経済的な「生活困難」を把握することが妥当と考えられました。

2つ目は、世帯の可処分所得から捉えた視点です。同じく母子世帯(母 30代、子 小学1年生)において、300万円の年収がすべて給与収入と考えたとき、税や社会保障費を引いて児童手当等を加味すると、世帯の可処分所得は303万円程度と類推されました。世帯人数が増えれば経済的困窮度はさらに増すため、300万円を基準と設定することは妥当と考えられます。

3つ目は、生活必需品の非所有と支払い困難経験を年収から比較した視点です。 世帯年収200万円と300万円で生活必需品の非所有、ライフラインの支払い 困難経験の割合を比較したところ、ほとんど差がありませんでした。つまり、200万円を基準にすると、多くの「生活困難」層を取りこぼすおそれがあると考えられます。

以上3点から、本調査では国民生活基礎調査で用いられる、いわゆる「相対的 貧困(率)」(※)の算出方法からではなく、世帯年収から経済的な困窮度を把握 することとし、その基準を世帯年収300万円未満と設定しました。

※ 「相対的貧困(率)」とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。貧困線とは、等価可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。

要素② 生活必需品の非所有

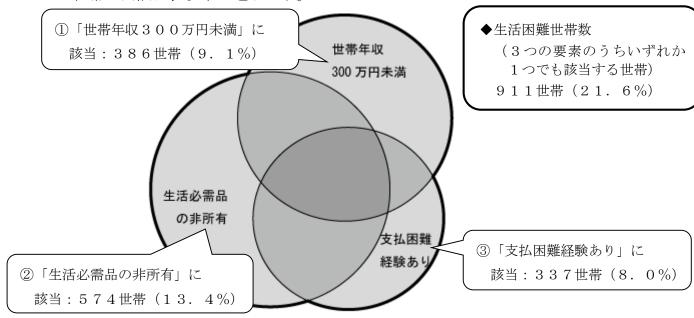
生活必需品の非所有も子どもの貧困状態を捉えるもので、「生活困難」を定義する要素の1つとしました。子どもの生活に必要と思われる環境(自宅で宿題ができる場所等)、物品(本やおもちゃ等)、いざというときに対処できるだけの貯金(5万円以上)等がない状況で把握しました(P48参照)。

要素③ 支払い困難経験

ライフライン等の支払い困難経験についても、水や電気、公的な健康保険など、 生活に必要なものが途絶えかねない状況に陥っているかどうかを把握できるため、「生活困難」を定義する要素の1つと捉えました(P48参照)。

(2)「生活困難」を定義付ける各要素の割合

「生活困難」を定義付ける3つの要素について、その<u>いずれか1つでも該当する世帯</u>を「生活困難」にある状態と定義しました。今回の調査で条件に該当した世帯の内訳は、以下の通りです。



要素① 「世帯年収300万円未満」に該当する世帯数: 386世帯(9.1%)

要素② 「生活必需品の非所有」に該当する世帯数: 574世帯(13.4%)

要素③ 「支払困難経験あり」に該当する世帯数: 337世帯(8.0%)

◆「生活困難」世帯数(3つの要素のうちいずれか1つでも該当する世帯数):

911世帯(21.6%)

※ (参考) 平成27年度調査での各要素に該当する世帯数

要素①:489世帯(11.6%)、要素②:670世帯(15.8%)、

要素③:389世帯(9.2%)

「生活困難」該当世帯数:1,047世帯(24.8%)

2 子どもの健康・生活と「生活困難」との関連(平成27年度との比較)

非生活困難世帯と比較して、生活困難世帯の健康・生活状況に課題があることは、 平成27年度調査から明らかとなっていました。

ここでは、今回の調査結果を平成27年度調査の結果と比較し、平成27年度調査の結果から健康・生活状況に改善がみられるかどうかを確認しました。

(1) 子どもの健康・こころ

100%

80%

60%

40%

20%

子どもの健康・こころの状況は、非生活困難世帯と生活困難世帯どちらでも、 平成27年度とほぼ変わらないか、良い習慣の割合がやや低くなりました。一方 で、5本以上のむし歯がある子どもの割合は、生活困難世帯でのみ、2.3 ポイト 改善しました。

非生活困難世帯 生活困難世帯 【麻しん風しんワクチン接種】 92.6 7.4 H27 86.6 90.4 83.9 9.6 H29 16.1 ■なし 🛮 あり 【肥満傾向】 95.4 4.6 H27 5.9 94.1 95.9 4.1 H29 6.6 93.4 ■肥満傾向 □その他 【歯みがきの頻度】 77.9 22.1 H27 32.3 67.7 22.4 H29 31.0 77.6 69.0 ■1日1回以下 □1日2回以上

0%

0%

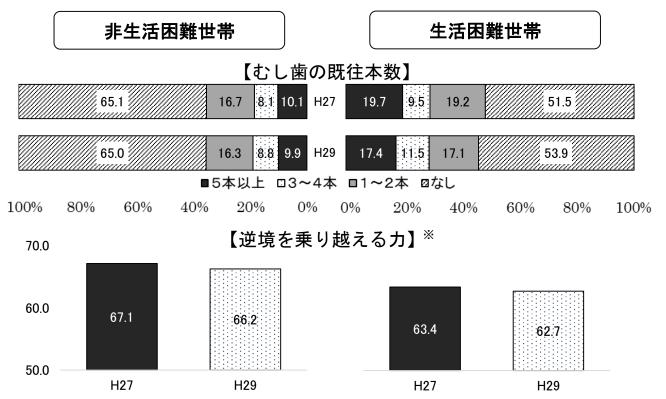
20%

40%

60%

80%

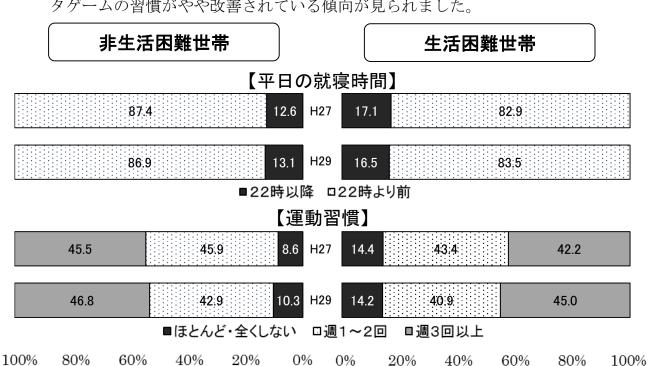
100%



※図の値は平均得点を示します。100点満点で、得点が高いほど逆境を乗り越える力が高い、と言えます。

(2)子どもの生活

子どもの生活状況についても、非生活困難世帯と生活困難世帯どちらでも、平成27年度とほぼ変わらない傾向です。一方、テレビ・動画の視聴やコンピュータゲームの習慣がやや改善されている傾向が見られました。



非生活困難世帯 生活困難世帯 【テレビ・動画の視聴時間】 89.7 10.3 H27 18.1 81.9 90.9 9.1 H29 16.4 83.6 ■3時間以上 □3時間未満 【コンピュータゲーム】 42.2 18.5 H27 30.4 38.0 31.6 39.3 46.4 37.1 16.5 H29 26.3 36.8 36.9 ■1時間以上 □1時間未満 □しない 【留守番の頻度】 91.7 8.3 H27 15.5 84.5 90.9 9.1 H29 14.5 85.5 ■週1回以上 □月数回以下 【読書数】 62.4 30.0 14.9 47.9 7.6 H27 37.1 32.7 16.3 35.0 58.1 9.3 H29 48.7 ■0冊 □1~3冊 □4冊以上

0% 0%

20% 40%

60%

80%

100%

100%

80%

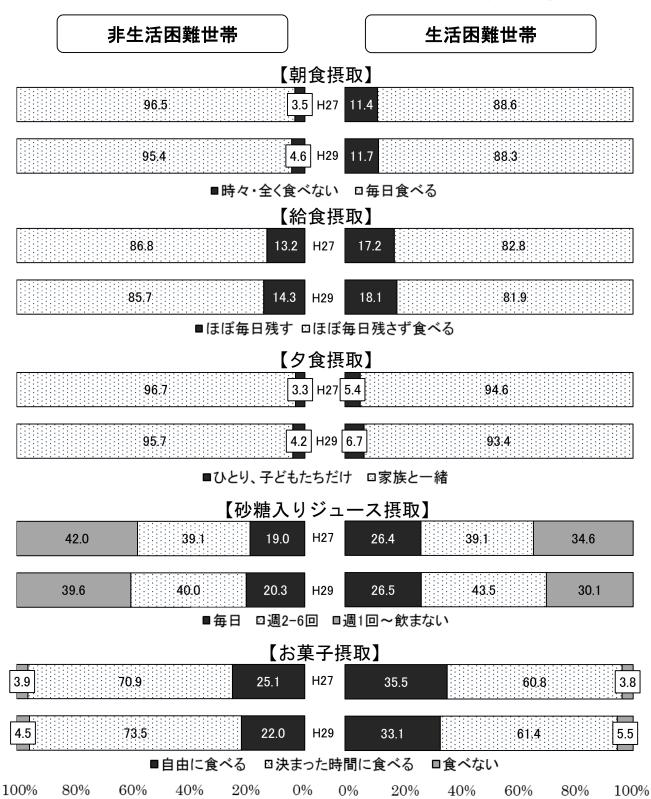
60%

40%

20%

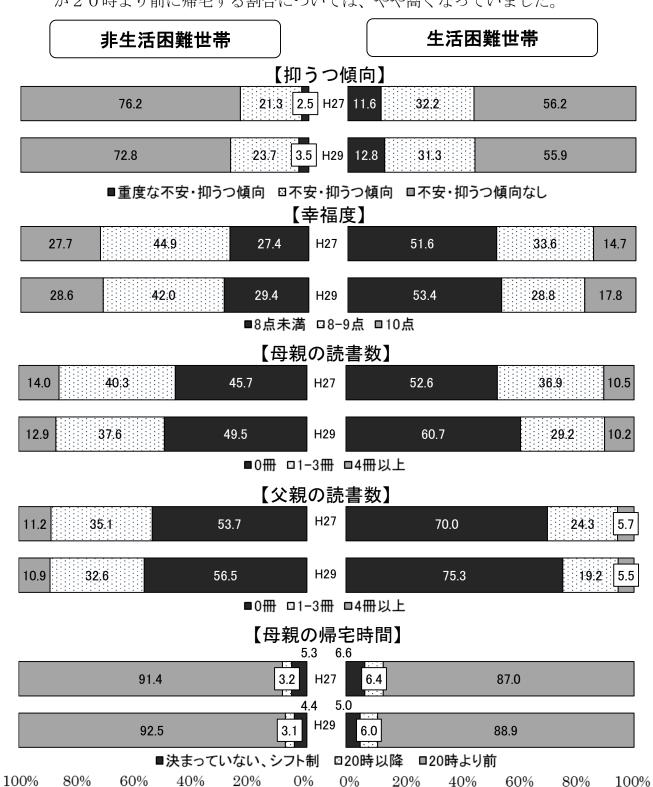
(3)子どもの食生活

子どもの食生活状況を見ると、お菓子を自由に食べる習慣の割合が、非生活困難世帯と生活困難世帯どちらでも、平成27年度に比べて低くなっていました。 そのほかの項目については、平成27年度とほぼ変わらない状況です。



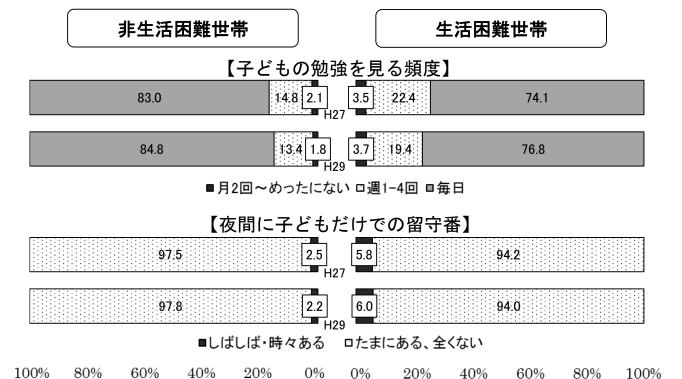
(4) 保護者の健康・生活

保護者の健康・生活状況では、非生活困難世帯と生活困難世帯どちらでも、平成27年度よりも良い健康状態・生活状況の割合が低い傾向が見られました。ただし、読書習慣については世代による違いとも考えられ、注意が必要です。母親が20時より前に帰宅する割合については、やや高くなっていました。



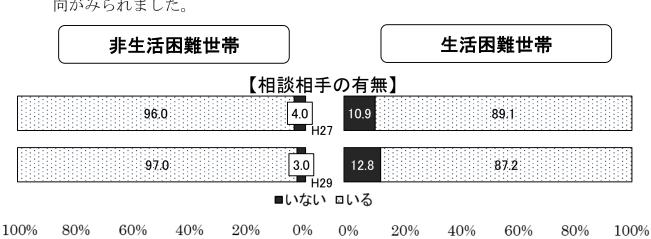
(5) 保護者の子どもへの関わり

保護者の子どもへの関わりについて、非生活困難世帯と生活困難世帯どちらで も、平成27年度とほぼ同様の傾向です。



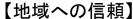
(6) 保護者の地域とのつながり

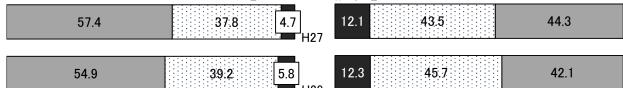
保護者の地域とのつながりに関して、生活困難世帯での相談相手のいる割合が 平成27年度よりもやや低くなっていました。非生活困難世帯では、地域への信頼や結束などの項目について、「ある」と答えた割合が平成27年度よりも低い傾向がみられました。



非生活困難世帯

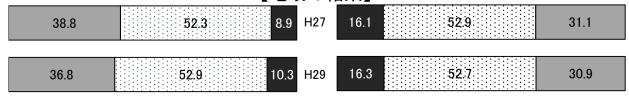
生活困難世帯





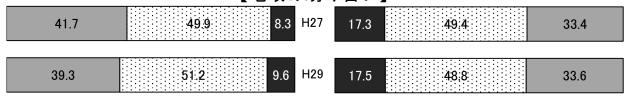
■どちらかというとない、ない ロどちらともいえない □ある、どちらかというとある

【地域の結束】



■どちらかというとない、ない ロどちらともいえない ロある、どちらかというとある

【地域の助け合い】



■どちらかというとない、ない ロどちらともいえない ロある、どちらかというとある

100% 80% 60% 40% 20% 0% 0% 20% 40% 60% 80% 100%